

資力確保措置義務付けの内容

- 新築住宅を供給した事業者は、住宅取得者に対し、重要事項説明や書面交付等により、資力確保措置の内容等についての説明が必要。
- また、基準日(毎年3月31日)ごとに、資力確保措置の状況について届出が必要。

